

## 事前点検シート

計画主体名	那須町・栃木県		
計画期間 実施期間	H22～H23 H22～H23	総事業費(交付金)	40,000千円( 20,000 千円)

## 1 計画全体について

項 目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか		法律及び実施要領第4の1の(2)に適合している。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか		第6次那須町振興計画「ハートフル那須プラン」等との適合性が図られている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか		地元説明会を開催しており、地域農業者の合意を得ている。
事業の推進体制は確立されているか		那須町土地改良区金井蛇川地区維持管理委員会で事業を推進する。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか		農業生産基盤を整備することで農業用排水施設の機能が確保され、農業生産性の向上、効率的・安定的な農業経営の確立が図られ、農業者の定住の確保に資するものであり、目標達成のための必要な事業である。
計画期間・実施期間は適切か		ガイドライン及び実施要綱の規定から、計画期間(平成22年～平成23年)、実施機関(平成22年～平成23年)は妥当である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か		交付限度額の範囲にある。

## 2 個別事業について

項 目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか		新規の事業である。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか		該当なし。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか		減価償却資産の耐用年数等に関する省令により17年。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)		農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づく。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか		投資効果率は1.06であり適切である。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか		実施要綱第3、実施要領別表の2の要件類別7の要件を満たしている。

個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか		事業主体は那須町土地改良区金井蛇川地区維持管理委員会であり、完成施設は町が所有し、金井蛇川地区維持管理委員会が管理を行う予定である。
施設等の利活用の見直し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか		該当なし。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか		該当なし。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか		該当なし。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか		該当なし。
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか		土地改良工事積算基準を採用し、単価は栃木県が公表している、農業農村整備事業土木工事建設資材単価表に基づき積算している。
建設・整備コストの低減に努めているか		不足土の搬入について隣接工事地区残土を流用することにより、コスト縮減を図る。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)		該当なし。
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)		該当なし。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か		整備予定場所には現況に使用されている土水路があり、農林漁業者の利便性については適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見直しがついているか		既存土水路にコンクリート水路を敷設するため、新たに用地買収を行なう必要が無い。
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか		補助残は事業実施主体である、那須町土地改良区が自己資金で負担・資金調達計画を策定している。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)		那須町土地改良区定款にもとづき、金井蛇川地区維持管理委員会が管理する。
収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか、また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか		該当なし。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の投分等が適正に行われているか		該当なし。

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。

(参考様式2)

## 事前点検シート

計画主体名			
計画期間 実施期間	～ ～	総事業費(交付金)	千円( 千円)

### 1 計画全体について

項 目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか		
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか		
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか		
事業の推進体制は確立されているか		
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか		
計画期間・実施期間は適切か		
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か		

### 2 個別事業について

項 目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか		
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか		
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか		
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		

費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)		
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか		
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか		
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか		
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか		
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか		
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか		
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか		
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか		
建設・整備コストの低減に努めているか		
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)		
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)		
整備予定場所は、集客の立地性、農山漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か		
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか		
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか		
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)		
収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか、また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか		
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか		

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。